

ひとり親世帯への支援の拡充

法テラスにおいては、民事法律扶助業務として、資力の乏しい方に対する弁護士費用等の立替えを実施しているが、今般、お困りの方々にとってより利用しやすい民事法律扶助制度とするため、養育費の確保を通じたひとり親世帯への支援の拡充を図ることとした。

養育費を子のために確保するための方策

子の利益を図るべく、養育費を子のために確保するための方策として、以下の2点を取りまとめた。

○ 未払等養育費の支払を受けた場合における償還

法テラスでは、これまで、援助終結までに養育費を含む金銭の支払を受けた場合には、立替金の一括即時償還を求めていたところであるが、今般、養育費の支払を受けた場合においてはこの運用を見直すこととした。

すなわち、支払を受けた金銭が養育費である場合においては、一括即時償還を求めることをやめ、原則として、一般的な償還方法である割賦償還を認めることとした。

これにより、利用者は、子のために支払を受けた未払等養育費については、即時の償還に充てることなく、子のための費用として手元に残すことができるようになる。

○ 月々の養育費の支払を受けた場合における報酬支払

法テラスでは、これまで、養育費請求事件を含む金銭請求事件については、実費・着手金のみを立て替え、金銭を得た場合の弁護士報酬については立替えを実施していなかったため、得た金銭の10%相当額を利用者が弁護士に直接支払っていた。

例えば、養育費請求事件においては、これまで、利用者は、援助終結後、月々の養育費の支払を受ける都度、その10%相当額を弁護士に報酬として支払っていた上、法テラスへも実費・着手金を割賦償還していたところ、この運用に対しては、「子のために支払を受けた養育費であるのに、弁護士報酬支払のために実質的に減額となるのはおかしいのではないか。その上、法テラスへの割賦償還もしなければならないのは経済的負担が大きい。」との声があった。

そこで、今般、養育費請求事件については、弁護士報酬についても、実費・着手金と同様、法テラスが立て替えることとした。

これにより、利用者は、支払を受けた養育費から弁護士に直接報酬を支払う必要がなくなり、法テラスへの償還に一本化することができることとなるため、支払を受けた養育費の実質的な減額を防ぎながら、月々の支払額も5,000円～1万円程度の償還に抑えることができる上、償還猶予や償還免除の対象ともなることから、経済的負担が相当程度軽減されることとなる。

ひとり親世帯に対する償還免除の拡大

養育費の請求を行う利用者のうち、義務教育対象年齢までの子を扶養するひとり親（以下、「特定ひとり親」という。）については、以下のとおり、一律に資力を回復することが困難であるとして、償還免除の要件を緩和することとした。

○ 償還免除における資力回復困難要件該当者

生活保護を受けていない方が償還免除を認められるためには

- ① 生活保護を受けている方に準ずる程度に生計が困難（※）であること（準生活保護要件）

※ 利用者の世帯人数等によって収入及び資産に関する基準が定められている

- ② 将来にわたって資力を回復する見込みに乏しいこと（資力回復困難要件）
のいずれの要件も満たす必要がある。

このうち、②（資力回復困難要件）に該当する者としては、これまで、高齢者、中度以上の障害者・その扶養者、疾病による長期療養者等、その対象が狭い範囲に限定されており、ひとり親の多くが該当する若年層やそれに近い年齢層の利用者については、その年齢等から勤労能力があるものとされ、なかなか②（資力回復困難要件）に該当すると認められなかった。

しかしながら、「特定ひとり親」については

- ・ 育児に時間や労力を要するため、正規雇用や長時間にわたる就労が困難であることが多く、十分な就労収入を得ることが一般的に困難といえること
 - ・ 教育費等、子の成長に必要な支出が継続的に存在すること
- を踏まえれば、当面の間、資力を向上させることは典型的に困難であるといえるため、一律に②（資力回復困難要件）に該当するものとするよう、運用を改めることとした。

この運用改善により、「特定ひとり親」については、償還免除が認められるための大きな障害が事実上取り払われ、①（準生活保護要件）を満たす場合には、一律に償還免除の対象となる。

以 上